

諏訪之瀬島学園 学校いじめ防止基本方針

学校教育目標
自分をみがく・共にみがく・未来をきずく

校訓
すわのせ しあわせ

【家庭・地域との連携】
・学級PTA
・三者面談
・家庭訪問
・学校だより
・学級だより
・地域行事
・こども会行事

【生徒指導委員会】
(目的) いじめに迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共通理解するとともに、いじめは、どの学校どの学級でも起こりうるものという認識に基づき、全ての児童生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む
【組織編成】
全職員・その他必要に応じて、地域の関係者 (PTA 会長・自治会長等)

【関係機関との連絡】
・十島村教育委員会
・民生委員
・スクールカウンセラー
・人権擁護委員
・学校ネットパトロール
・児童相談所
・医療機関
・警察

【教育活動の重点】
・学校教育目標
・各教科努力点及び具体策
・人権週間
・人権集会
【児童生徒の主体的な活動】
・児童生徒会活動
・人権標語作成

【いじめ防止】
・学級、学年、部活動などにおける望ましい仲間づくりの推進ならびに、道徳の時間や体験活動、及び人権教育の充実
・いじめ問題を考える週間の充実
・家庭用啓発資料の配布
・職員会議、職員研修等における職員の共通理解 (年度当初における基本方針、いじめ対策必携の確認等)
・一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりの推進
・いじめの防止などの取組の点検・充実
・いじめ問題に対しての児童生徒会活動の工夫改善
・性同一性障害に係る児童生徒へのきめ細かな対応

【児童生徒指導体制の重点】
・職員朝会や職員会議等での情報交換と情報の共有
・生徒指導事例研修の実施
・学校生活についてのアンケート実施
・生徒指導目標や努力点の掲示
【相談体制】
・教育相談日の設定と計画的な相談活動の推進
・スクールカウンセラーとの連携
【その他】
ネットパトロール等専門機関との連携
【職員研修の充実】

【いじめの早期発見】
・相談体制の整備と相談しやすい雰囲気の醸成
・定期的な生活アンケートの実施 (毎月1回) 及びいじめアンケート (各学期1回)
・計画的な教育相談の実施と充実 (学期1回)
・生活の記録等の活用
・児童生徒の日ごろの行動様式の観察
・全職員による情報の共有化

【いじめに対する措置】
・情報共有した児童生徒の安全確保
・迅速で適切な初期対応 (事実確認→方針決定→指導支援→継続支援)
・被害者保護の視点に立った対応
・組織的な指導体制による被害者、加害者に対する適切な支援及び指導助言
・関係する児童生徒の保護者への適切な情報提供
・保護者や警察との連携
・いじめが起きた集団への働きかけ
はやしたてる、見て見ぬふりをする児童生徒への対応

【インターネット上のいじめへの対応】
・情報モラル教育の充実
・スマートフォン等の校内への持ち込み及び使用の制限
・学校ネットパトロールの情報をもとに、教育委員会と連携
・プロバイダー等に対する削除依頼
・関係機関への通達
・保護者へのスマートフォン等の使用に対する協力依頼

【重大事案への対応】
児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害があり、相当期間学校を欠席することを余儀なくされるなどの場合以下のような措置をとる。
・十島村教育委員会に速やかに報告する。
・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置し、その組織を中心として、事実関係を明確にする調査をする。
・調査結果は委員会に速やかに報告し、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して情報を適切に提供する。

未然防止

いじめ対応マニュアル（全体図）

いじめ防止等の基本認識

- 「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識に立ち、毅然とした指導を行う。
- いじめは「どの子にも、どの学校でも起こり得る」問題であることを十分認識し、「早期発見・早期対応」のため学校における教育相談体制を充実させ、児童生徒の悩みを受け止める体制を整備する。
- 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、役割連携を徹底する。
- いじめの事実関係の究明に当たっては、実態の把握を正確かつ迅速に行う。
- いじめを認知した場合、被害者の立場に立った親身な指導を行う。
- 学校のみで解決しようとするのではなく、保護者等の訴えに謙虚に耳を傾け、関係者全員で連携して取り組む。
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって早期解決に向け取り組む。
- いじめ問題の解決後も継続的な指導支援に努める。

- ### 再発防止
- 児童生徒の心を育てる。
・生命尊重・人権尊重・思いやりの心
 - 道徳教育等の充実
 - 教師の心・技を磨く。
 - 組織的対応力をつける。

いじめとは…

当該児童生徒と一定の人的関係にある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、当該児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

校長

校長を中心とした指導体制の下で、全職員が組織的に指導にあたる。

校内いじめ防止対策委員会

- <メンバー> 校長・教頭・教職員・保護者・地域住民等
 <内容> ・いじめ発見のための調査 ・いじめ事案への対応や指導方針等の協議 等
 ・関係機関との連携 ・いじめ防止の全体計画の策定（いじめ対策必携の活用）

職員会議

生徒指導部会 小中部会

いじめへの気付き・把握

関係者への対応

共通理解
連携協力

役割連携
組織的対応

いじめを許さない学校づくり

- 誰にでも「分かる」授業、個に応じた「分からせる」授業づくりに専念し、児童生徒理解を深め、日常的な関わりの中で教職員と児童生徒間の信頼関係づくりや児童生徒相互の人間関係づくりに努めることが重要である。
- いじめ問題への指導方針等の情報については、日ごろから家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得よう努めることが重要である。
- いじめている児童生徒に対しては、徹底して構うとともに、出席停止等の措置を含め、毅然とした指導が必要である。
- いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日ごろから示すことが重要である。
- いじめが解決したとみられる場合でも、気付かないところでの陰湿ないじめが続いていることが少なくないことを認識し、継続して十分な注意を払い見守り、見届けていくことが必要である。

- ### 観察・情報収集
- 日常的な観察、メモ日記の活用
 - いじめチェック表の活用
 - 定期的なアンケート調査の実施
 - 教職員間の情報交換
 - 保護者等からの情報提供 等

保護者

- いじめの事実を正確に伝える。
- 本人を絶対を守るという姿勢を示す。
- 教職員のいじめ問題に対する真摯な姿勢を伝える。
- 信頼関係の構築を図り、緊密な連絡体制を確立する。

いじめられている児童生徒

受容：辛さや悔しさを十分に受け止める。
 安心：具体的な支援内容を示し安心感を与える。
 自信：良い点を認め、励まし、自信をもたす。
 回復：人間関係（交友関係）の確立を目指す。
 成長：本人自身の自己理解を深め自立への支援を行う。
 心理的ケアを十分に行う。

観衆・傍観者等

- グループ等への指導を行う。
- 学級全体への指導を行う。
・具体的事実に基づいて話し合う。
「いじめは絶対に許されない行為」であることに気付かせる。
・日頃から人権意識（感覚）を育む取組の充実を図る。
- 学年及び学校全体への指導を行う。

いじめている児童生徒

確認：いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
 傾聴：不満・不安等の訴えを十分に聴く。
 内省：いじめられた子どものつらさに気付かせる。
 処遇：課題解決のための援助を行う。
 回復：体験活動等を通じて所属感を高める。
 心理的ケアを十分に行う。

保護者

- いじめの事実を正確に伝える。
- 保護者の心情（怒り、不安、自責の念等）を理解する。
- 被害者への謝罪の意義を伝える。
- 子どもの立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

「いじめ問題を考える週間」の取組の充実を図る

学校・家庭・地域・関係機関（相談機関、警察（駐在所）等）

「ネット上のいじめ」への対応マニュアル

「ネット上のいじめ」とは…

携帯電話やパソコンを通じてインターネット上の掲示板等に誹謗中傷等を書き込み、いじめを行うこと。

特徴

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教師などの身近な大人が子どもの携帯電話等の利用状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため、「ネットいじめ」の実態の把握が難しい。

態様

- 掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」
 - ・誹謗中傷の書き込み
 - ・個人情報の無断掲載
 - ・なりすまし 等
- メールでの「ネット上のいじめ」
 - ・誹謗中傷するメール
 - ・チェーンメール
 - ・なりすましメール 等
- その他（口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットでの誹謗中傷の書き込み 等）

「ネット上のいじめ」のきっかけは…?

返信が遅い・内容が短い・絵文字や顔文字がない 等
些細なことでも、いじめのきっかけになり得

児童生徒、保護者への対応

- 「ネット上のいじめ」により、命に関わる深刻な問題が発生していることを教える。
- 携帯電話等を利用する際のルール、マナーを指導する。
- 情報モラルに関する指導を教育課程に位置付け、計画的な取組を行う。
- 親子で、携帯電話が本当に必要かどうか、家庭内のルールなどについて、きちんと話し合う。
- フィルタリングを設定したりするなどの、保護者の責務について啓発する。

(鹿児島県教育委員会：いじめ対策必携より)

掲示板等への誹謗中傷等への対応

- ネットいじめの発見、児童生徒・保護者等からの相談
 - ・書き込み内容の確認
 - ・当該掲示板等のアドレスの確認と記録
 - ・書き込み内容の保存（プリントアウト）
 - ※携帯電話の場合は、画像をカメラで撮影する 等
- 掲示板等の管理者に削除依頼
 - ・管理者への連絡方法（メール）の確認
 - ・利用規約等を確認の上、削除依頼を実施
 - ※削除依頼は、学校等の公的なパソコンやメールアドレスを使用し、依頼者名などの個人情報を記載する必要はない。
- 掲示板等のプロバイダに削除依頼
 - ・管理者に削除依頼しても削除されない場合や管理者の連絡先が不明な場合などは、掲示板サービスを提供しているプロバイダへ削除依頼する。それでも削除されない場合は、警察や法務局などに相談する。

ネット上のいじめが発見された場合の対応

- 被害児童生徒への対応
きめ細やかなケアを行い、いじめられた子どもを守り通す姿勢を貫く。
- 加害児童生徒への対応
起こった背景や事情について詳細に調べるなど、適切な対応が必要である。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導を行う。
- 全校児童生徒への対応
個別の事例に応じて十分な配慮のもとで、全校児童生徒への指導を行う。
- 保護者への対応
迅速に連絡し家庭訪問などを行うとともに、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。